

2022年度以降の固定価格買取制度（FIT制度）の変更に関するお知らせ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法^{*}の中で、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」は改正されました（以下「改正法」という）。加えて、再生可能エネルギーの出力制御に関する国の審議会での議論等も踏まえ、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」及び関係省令・告示についても改正され、改正法を含め2022年4月1日に施行される予定です。

これらの法令施行に伴い、2022年度以降「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度」「出力制御対象の拡大」及び「経済的出力制御（オンライン代理制御）」が導入されることとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。

^{*}正式名称：強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

記

1 導入される制度の対象

固定価格買取制度（FIT制度）における、10kW以上の調達価格等の区分の認定を受けた太陽光発電事業者さま

（注）特例太陽光発電設備も含まれる等、各制度で一部対象が異なる場合がございます。

詳細は「2 各制度の詳細内容」をご参照ください。

2 各制度の詳細内容

各制度の詳細につきましては、資源エネルギー庁のHPにおいてご案内されておりますので、以下リンク先をご確認ください。

また、各制度に関してのお問い合わせは、資源エネルギー庁へお願いいたします。

【太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度】

資源エネルギー庁HP：なっとく！再生可能エネルギー（再エネ特措法改正関連情報）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html

【出力制御対象の拡大、経済的出力制御（オンライン代理制御）】

資源エネルギー庁HP：なるほど！グリッド（出力制御について）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/08_syuturyokuseigyoo.html

【再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する国へのお問合せ窓口】

0570-057-333 （受付時間 平日 9:00～18:00）

一部の IP 電話でつながらない場合は 044-952-7917

3 その他

当社は、今回の制度が導入されることに伴い、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」の変更を予定しております。別途内容が確定次第、以下リンク先においてお知らせさせていただきます。

なお、当社と個別に電力受給契約書を締結されており、導入される制度の対象となる発電事業者さまについては、導入される制度の内容を踏まえた電力受給契約書の変更が必要となりますので、別途内容が確定次第、当社より発電事業者さまへ個別にご案内させていただきます。

【再生可能エネルギー発電設備（太陽光など）からの電力購入に係る契約について】

個人のお客さま：<https://miraiz.chuden.co.jp/home/electric/renewableenergy/>

法人のお客さま：<https://miraiz.chuden.co.jp/business/electric/renewableenergy/>

以 上